

会 員 各 位

青 色 情 報

青報 2903
事 務 局
☎351-4159

I. 「消費税軽減税率制度」説明会開催のお知らせ

平成 31 年 10 月 1 日から、消費税率が 10%に引き上げになると同時に、軽減税率制度が実施されます。軽減税率の対象品目は、①酒類・外食を除く飲食料品 ②週 2 回以上発行される新聞（定期購読契約に基づくもの）などです。また、課税事業者の方で、飲食料品の取扱い（売上げ）が無い場合や、免税事業者の場合も軽減税率制度への対応が必要な場合がありますので、ぜひこの機会にご参加ください。

開催日	時 間	会 場	講 師
10 月 17 日 (火曜日)	午後 2 時～3 時	四日市税務署 2 階大会議室	四日市税務署 個人課税第 1 部門 記帳指導担当 松永調査官
10 月 18 日 (水曜日)			

II. 平成 29 年度 所得税の主な改正事項

本年度から適用される税制改正について、重要な事項をまとめました。尚、詳細は、国税庁ホームページ【<http://www.nta.go.jp>】内、税について調べるーパンフレット手引き等でご確認下さい。

平成 26 年度の改正事項のうち、平成 29 年分の所得税から適用される主なもの

給与所得控除（所法 28）について、給与収入 1,000 万円を超える場合の給与所得控除額が 220 万円に引き下げられました（所法 28③五）。

平成 28 年度の改正事項のうち、平成 29 年分の所得税から適用される主なもの

1. 国税通則法関係

- (1) 延滞税（通則法60～63）について、申告をした後に減額更正がされ、その後更に増額更正又は修正申告（以下「増額更正等」といいます。）があった場合における増額更正等により納付すべき税額（その申告税額に達するまでの部分に限ります。(2)③において同じです。）について、その申告により納付すべき税額の納付日の翌日から当該増額更正等までの間（減額更正が更正の請求に基づくものである場合には、その減額更正がされた日から 1 年を経過する日までの期間を除きます。）は、延滞税を課さないこととされました（通則法61②）。

《適用関係》 この改正は、平成29年1月1日以後に法定納期限が到来する国税について適用されます（所得税法等の一部を改正する法律（平成28年法律第15号）附則54②）。

- (2) 加算税制度（通則法65～68）について、次のとおり見直しが行われました（通則法65、66、68）。

- ① 調査対象税目、調査対象期間等の一定の事項の通知以後、かつ、その調査があったことにより更正又は決定があるべきことを予知（②において「更正予知」という。）する前にされた

修正申告に基づく過少申告加算税の割合（改正前：0%）については5%（期限内申告税額と50万円のいずれか多い額を超える部分は10%）とし、期限後申告又は修正申告に基づく無申告加算税の割合（改正前：5%）については10%（納付すべき税額が50万円を超える部分は15%）とする。

② 期限後申告書若しくは修正申告書の提出又は更正若しくは決定等（以下「期限後申告書の提出等」という。）に係る無申告加算税（更正予知によるものに限る。以下同じ。）又は重加算税について、その期限後申告書の提出等があった日の前日から起算して5年前の日までの間に、その税目について無申告加算税又は重加算税を課されたことがある場合には、その期限後申告書の提出等に係る無申告加算税の割合（15%、20%）又は重加算税の割合（35%、40%）は、それぞれその割合に10%加算した割合とする。

③ 上記(1)の延滞税の計算期間の見直しに併せて、増額更正等により納付すべき税額（減額更正が更正の請求に基づくものである場合を除く。）については、過少申告加算税を課さないことを明確化する。

《適用関係》 この改正は、平成29年1月1日以後に法定申告期限等が到来する国税について適用されます（所得税法等の一部を改正する法律（平成28年法律第15号）附則54③）。

2. セルフメディケーション税制（特定一般用医薬品等購入費を支払った場合の医療費控除の特例）の創設

医療保険各法等の規定により療養の給付として支給される薬剤との代替性が特に高い一般用医薬品等の使用を推進する観点から、居住者が平成29年1月1日から平成33年12月31日までの間に自己又は自己と生計を一にする配偶者その他の親族に係る特定一般用医薬品等購入費を支払った場合において当該居住者がその年中に健康の保持増進及び疾病の予防への取組として一定の取組を行っているときにおけるその年分の医療費控除については、その者の選択により、その年中に支払った特定一般用医薬品等購入費の金額（保険金、損害賠償金その他これらに類するものにより補填される部分の金額を除きます。）の合計額が1万2千円を超えるときは、その超える部分の金額（8万8千円を限度）を、控除額とすることができることとされました（措法41の17の2、措令26の27の2、措規19の10の2）。

（注）平成29年度においても改正が行われています。*前号(青情2902)をご参照ください

【会勢拡大事業】

『新規入会キャンペーン』へのご協力をお願い

新規会員の募集企画として9月1日～12月31日までの間『新規入会キャンペーン』を実施いたします。キャンペーン期間中のご入会者に限り、年会費半額と、更に希望者の方には 会計ソフト「ブルーリターンA」（単年度版）の無料インストール の特典がご利用できます（白色申告者のご入会も同様です）ので、同業者の方及び知人・ご友人など、ぜひこの機会にご紹介くださいますようお願いいたします。

また、ご紹介くださいました会員の皆さまには、お礼として商品券（3千円分）を進呈いたします。尚、キャンペーンの案内チラシ（入会申込書）は、10月に会報等と併せて送付する予定ですが、会のホームページからもダウンロードしていただけます。（8月末頃より）